協調支援型特別資金



事業目的・概要

原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関のプロパー融資と保証付き融資の組み合わせなどにより中小企業者等の多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした資金です。

	協調支援型特別資金
融 資 の 対 象	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1)申込金融機関から当該資金の融資実行と原則同時に当該資金の融資額の1割以上かつ融資期間が 12か月以上のプロパー融資を受けること (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと ※融資申込時、金融機関及び協会所定の申込資料のほか、申込人資格要件申告書兼誓約書、融資の 対象(2)の場合は、「経営行動計画書」の提出が必要です。
融資限度額	8, 000万円
資 金 使 途	運転資金・設備資金
利率	年1. 60%
償還期間	・一括返済の場合 運転資金・設備資金 1年以内
	・分割返済の場合 運転資金 10年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置3年以内)
保 証 料 (保証料補助)• 事業者負担	▽融資の対象(1)に該当し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに協会へ保証申込する場合
保証 人 担 保	必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 必要に応じて徴求
取扱期間	令和10年3月31日までに宮城県信用保証協会が保証申込を受け付けた分まで
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫 及び農林中央金庫

手続きの流れ

①取扱金融機関へ 融資の申込み 【中小事業者】 ②審査 【金融機関】 【保証協会】

③融資実行 【金融機関】 ④計画実行·実施状況を 取扱金融機関へ報告 【中小事業者】

※融資の対象(2)の場合は、 経営行動計画の提出が必要です。

協調支援型特別資金 Q&A

Q1 融資の対象(1)における「プロパー融資」とはどのような融資ですか。

A: 保証協会の保証を付さない融資を指し、証書貸付及び手形貸付に限らず当座貸越等の融資も含まれます。ただし、事業資金として融資実行されたものに限ります。

Q2 既にプロパー融資を利用していますが該当になりますか。

A: 本資金の融資実行と同時に、本資金の融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けることが条件となります。ただし、既に利用しているプロパー融資を借り換える場合は、対象となる場合がありますので、取扱金融機関へ御相談ください。

Q3 本資金を利用する際の信用保証料率を教えてください。

A: 本資金は、国の協調支援型特別保証に対応しており、国の補助により低減されています。 融資の対象(1)のプロパー融資を受ける場合の補助率は、保証協会への保証申込が令和7年度中であれば1/2相当、令和8年度中であれば1/3相当、令和9年度中であれば1/4相当となります。 また、融資の対象(2)の場合の補助率は、申込時期によらず、1/4相当となります。 利用に当たっては、国補助率を差引後の料率により負担していただくことになります。(表面の保証料・事業者負担を御確認ください)

なお、融資実行後、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料や延滞保証料については国の補助対象外となります。

- Q4 以前に借り入れた県制度融資の資金を本資金で借換えることはできますか。 なる、新型コロナウイルス感染症の影響で借り入れた資金について、借換えはできますか。
- A: 県制度融資の借入金であれば、本資金での借換えができることとしています。また、県制度の資金であれば、新型コロナウイルス感染症の影響により借り入れた資金についても借換えが可能です。

Q5 融資の対象(2)に該当する場合、申込金融機関に対して行うべきことはありますか。

A: 融資申込時点では、申込金融機関との対話を通じて、事業者自ら経営行動計画を作成し、融資実行後には、四半期に1回、経営行動計画の進捗の報告を行う必要があります。 金融機関では、必要に応じて、経営行動計画の実行に係る指導・助言等や追加的な支援を受けることとなります。

ご利用にあたってのご注意

○ 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班) 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 電話 022-211-2744 URL https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/